

平成23年6月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 出牛一郎

平成23年(仮)第943号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成22年(仮)第1559号)

口頭弁論終結日 平成23年5月9日

判 決

東京都千代田区平河町一丁目2番2号

控訴人 ランサー・テクノロジー株式会社

代表者 代表取締役 山口 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

控訴人 山口 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

訴訟代理人弁護士 荒井 哲朗

同 白井 晶子

同 浅井 淳子

同 太田 賢志

同 佐藤 頤子

同 五反 章裕

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 本件は、株式会社ユニヴァースのハシモト及び三上■から、控訴人ランサーテクノロジー株式会社（以下「控訴人会社」という。）の発行した未公開株式10株（本件株式）を代金50万円で購入すれば、被控訴人の保有する他の未公開株式を1週間後に買い取る旨欺罔されて、本件株式を購入した被控訴人が、控訴人会社に対しては民法719条、715条、709条に基づき、また、控訴人会社の代表者である控訴人山口■（以下「控訴人山口」という。）に対しては民法719条、709条又は会社法430条、429条1項に基づき、連帶して本件株式の購入代金50万円及び弁護士費用5万円の損害賠償等を求める事案である。

原審は被控訴人の控訴人らに対する請求を全部認容し、これを不服として控訴人らが本件控訴をした。

2 当事者の主張は、次のとおり、原判決を補正し、当審において控訴人らが追加又は敷衍した主張を加えるほか、原判決の「事実」中の第2の1の(1)、(2)及び(4)並びに同2の(1)記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

3頁25行目の「木村■」の次に「こと金■」を、同頁26行目の「利用させて」の次に「その未公開株商法の実行を」をそれぞれ加える。

（控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張）

控訴人らは、ユニヴァースという会社やその代表者又はその社員とされるハシモトや三上との面識は一切なく、控訴人山口が木村に譲渡した控訴人会社株式がどういう経路で被控訴人に渡ったのかについては全く知る余地もない。また、被控訴人が三上に手渡したという50万円については、控訴人らは一切関知しておらず、そのうちから幾らかを受け取ったという事実もないのであるから、木村や三上らが被控訴人に損害を与えるのを控訴人らが助長したということはない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり、原判決を補正し、当審において控訴人らが追加又は敷衍した主張に対する判断を付け加えるほか、原判決の「理由」中の第1及び第2記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 6頁8行目の「開催の」の次に「控訴人会社の」を、同頁26行目の「勧誘していた」の次に「。その勧誘の方法は、9人くらいの社員が上記名簿によつて順番にそれぞれ1日に150人くらいの相手に電話をし、マニュアルに従つて、「ランサーテクノロジーという会社があつて上場する予定です。一口40万円のところ今なら30万円で販売できます。」といつ勧誘をするもので、電話の相手の多くは高齢者であった。そして、控訴人会社株式の販売についての控訴人会社側の責任者は、控訴人会社の取締役であった川崎■であり、控訴人会社株式の購入を勧誘するグループの責任者である山田■らは、必要に応じて川崎■と頻繁に連絡をとつていた」をそれぞれ加える。

(2) 8頁14行目の「田村から」の次に「、未公開株式をこれを発行する会社でない販売会社が販売することは違法であり、実際に未公開株式販売会社の1つが警察に摘発されたが、」を加え、同頁15行目の「自社が売ればいい」を「未公開株式を発行する会社自体がその未公開株式を売るのであれば、証券取引法に抵触しない」に、同頁21行目の「好都合だからである」を「好都合だからであり、実際に控訴人会社が株式公開を準備する部署を設置したわけではない」にそれぞれ改め、同頁22行目の「(4)」の次に「平成17年頃、控訴人会社の未公開株式が出回つており、小菅は、それを仕入れて未公開株プローカーに販売したり、SII社において一般投資家に販売をさせていた。また、」を、同行目の「山口から」の次に「直接に」をそれぞれ加え、同頁23行目の「出入りしていて、木村も」を「出入りしていた。こうして、

木村は、」に改める。

(3) 10頁18行目の「代表取締役として、」の次に「控訴人会社株式が通常は投資家等に販売することが困難な未公開株式であることを十分に認識しながらも、事業資金を調達する必要があったことから、あえてこれを未公開株式ブローカーに転売するなどの行為を行っていた木村に譲渡して対価を收受したものであり、そのように」を、11頁1行目の「交付させたことにより」の次に「、また」を、同頁2行目の「交付したことにより」の次に「、いずれも」をそれぞれ加える。

3 控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張に対する判断

控訴人らは、被控訴人に控訴人会社株式を販売したユニヴァース、ハシモト又は三上とは面識もなく、被控訴人が支払った50万円の一部たりとも受領していないのであって、控訴人らが違法行為を助長した事実はないなどと主張する。

しかしながら、前記認定のどおり、控訴人らは、事業資金調達の必要があつたことから、木村に対し、控訴人山口の保有する控訴人会社株式3000株を1株当たり3000円で譲渡し、その代金を受領するとともに、木村に控訴人会社株券を交付したものであるところ、控訴人会社株式は未公開株式であつて、近い将来公開株となる具体的な見込みもなかつたのであるから、これを投資家に有償で譲渡することは極めて困難であったにもかかわらず、控訴人山口において、未公開株式を販売するブローカーに対して未公開株式を入手して転売するなどの行為を行っていた木村と面識があつたことから、同人に控訴人会社の未公開株式の売却を依頼して上記金員を受領しているのであるから、控訴人らは、木村に売却した控訴人会社の株式が、木村からブローカーに転売され、更に一般投資家に価値のあるものと誤信させるなどして売りさばかれることを十分に認識し、これをあえて容認して自らの資金調達の目的を達成したものというべきであり、このような行為は、上記のブローカーらによる一般投資家に對

する加害行為を帮助したものと認めるのが相当であり、このことは、控訴人らが実際に被控訴人に本件株式を売り付けたユニヴァース、ハシモト又は三上と面識がなかったとしても、何ら変わりはない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

4 よって、被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法67条1項本文、61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 岡 久 幸 治

裁判官 三代川俊一郎

裁判官 杉原則彦

これは正本である。

平成23年6月8日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官

出牛一郎